

小規模事業者のための  
経営改善資金融資制度

# マル経融資

京都商工会議所が  
融資の推薦と  
その後の経営をサポート  
安心してご利用いただける  
国(日本政策金融公庫)の  
融資制度です



## 京都商工会議所が 資金調達を サポートします!

### 運転資金として

- ✓ 商品や材料の仕入れ資金に
- ✓ 買掛金・諸経費の決済に
- ✓ 賞与など一時的な支払いに

### 設備資金として

- ✓ 事業用車両の購入や買換えに
- ✓ 機械、事務機器の導入や買換えに
- ✓ 工場や店舗の増改築に

相談料、  
手数料など  
不要

担保、保証人  
不要

信用保証協会  
の保証  
不要



利率

年 2.40%  
令和 8年 2月 2日(現在)

# 融資条件

目的	融資限度額	担保・保証人	返済	据置期間
運転資金	2,000万円	不要	10年以内の月賦	2年以内
設備資金				

## 対象

- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 従業員が20人以下〔商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は、5人以下〕の方(法人役員・家族従業員・パートは除く)
- 確定申告を行い、法人税・所得税・事業税・住民税について、納期限の到来している税額を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方 ※融資後も経営指導を受けられる方

## 必要書類

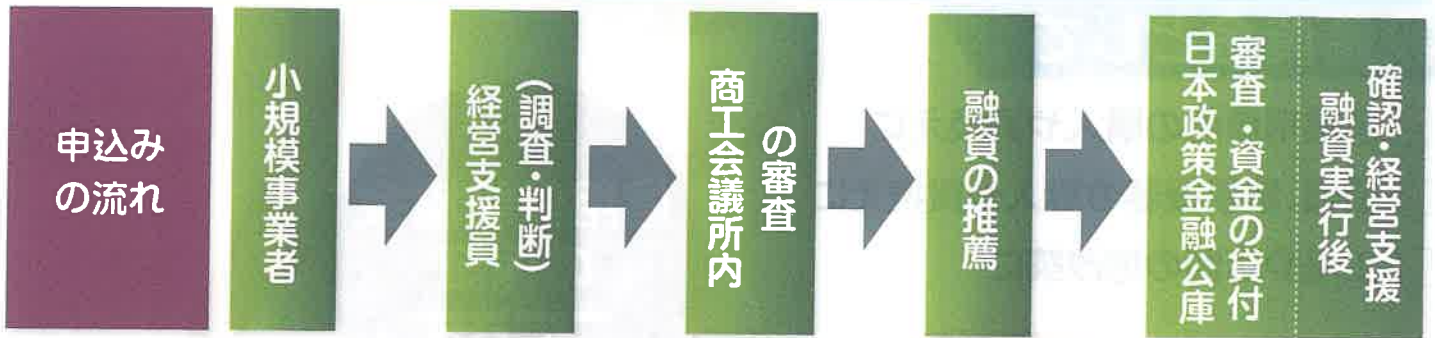
### 法人企業

- 2期分(前期・前々期)の確定申告書(別表類)、決算書、勘定科目明細
- 最近の試算表／借入金の返済予定表
- 通帳等、資産状況がわかるもの
- 法人税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 法人の登記簿謄本「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」(最近3ヶ月以内のもの)
- 設備資金の場合は、見積書・契約書など

### 個人企業

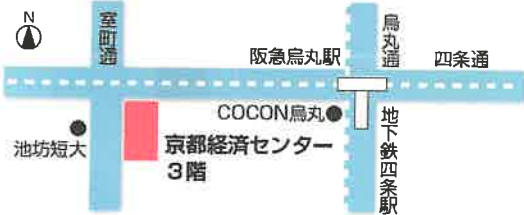
- 2年分(前年・前々年)の確定申告書、決算書
- 最近の毎月の収支状況／借入金の返済予定表
- 通帳等、資産状況がわかるもの
- 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 設備資金の場合は、見積書・契約書など

※その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼することがあります。



## ビジネスサポートデスク

担当行政区／上京区・中京区・下京区・東山区・山科区  
TEL.075-341-9790 FAX.075-341-9797  
下京区四条通室町東入 京都経済センター3階



ご相談は  
お気軽に

事業所のある  
行政区を担当する

ビジネスサポートデスクへ  
ご相談ください。

※相談の内容によっては、  
ご希望にそえない  
場合があります。

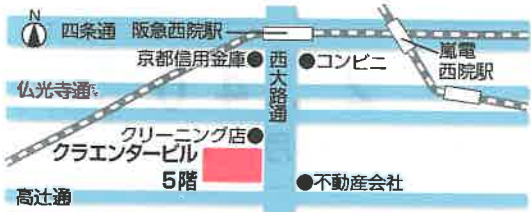
## 洛北ビジネスサポートデスク

担当行政区／北区・左京区  
TEL.075-701-0349 FAX.075-791-8505  
左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階



## 洛西ビジネスサポートデスク

担当行政区／右京区・西京区  
TEL.075-314-8771 FAX.075-314-8911  
右京区西院平町7 クラエタービル5階



## 洛南ビジネスサポートデスク

担当行政区／南区・伏見区  
TEL.075-611-7085 FAX.075-603-2601  
伏見区京町北7-11 増田組第2ビル1階

